

子ども手当、申請しないともらえません

時期	名称	対象者	支給月額	所得制限の有無 (所得制限が緩和される)	手続きの有無
平成18年度	児童手当(拡充)	12歳(小学校3年生から小学校6年生へ拡充)まで	第1・2子5000円、第3子1万円	あり(所得制限が緩和される)	手続きが必要
平成19年度	児童手当(3歳未満増額)	12歳(小学校6年生)まで	3歳未満…一律1万円 3歳以上…第1・2子5000円、第3子1万円	あり	手続きなし(変更があれば必要)
平成22年度	子ども手当	15歳(中学生終了)まで	子ども1人につき1万3000円	なし	手続き必要(児童手当受給者は免除)
平成23年4月~9月	子ども手当	15歳(中学生終了)まで	子ども1人につき1万3000円	なし	手続きなし(変更があれば必要)
平成23年10月~24年3月	改正子ども手当	15歳(中学生終了)まで	3歳未満…1万5000円 3歳以上…小学校終了前1万円(第3子以降は1万5000円)中学生1万円	なし	すべての人が手続き必要
平成24年度	子どものための手当に改名予定	変更なしの予定	変更なしの予定	所得制限ありの予定	手続きは未定

平成23年10月時点で中学校卒業前までのお子さんをお持ちの方は「子ども手当」が改正になったので、申請手続きをしないと支給されません。申請はお済みですか？

支給月額が改正されました

今回は支給月額が改正されています。以前の子ども手当は中学生まで一律1万3000円でしたが、今回は3歳未満一律1万5000円、3歳以上小学校終了前1万円(第3子以降は1万5000円)、中学生一律1万円です。子ども手当の支給月は、年3回で2月、6月、10月です。今年2月に支給された分は、平成23年10月~平成24年1月分の4カ月分です。2月に子ども手当が支給されている方は申請済みということになりますが、万一支給されていないければ、3月30日までに申請を行えば、平成23年10月分からの支給が受けられます。

子ども手当の変遷を平成18年度から図にしてみました。大切なことは、支給されるためには基本的に手続きが必要だという点です。

平成18年度、名前は「児童手当」で、支給対象は平成17年度から拡大され、小学校3年生から小学校6年生までになりました。支給月額も、第1・2子5000円、第3子1万円でしたが、所得制限があって所得の高い人は支給されませんでした。

そして平成22年度、政権交代によって、児童手当から「子ども手当」となり、対象者も中学生まで拡大されました。当初、月額は2万6000円の予定でしたが、実際には半額の1万3000円。所得制限はなくなり、その後昨年10月に改正があって現在に至っています。平成24年度はまだ確定していません。予定では所得制限があり、支給月額は現在のまま、所得制限が付いた人にも月額5000円支給されるようです。

子育てする親も財源負担

子ども手当になって忘れてはいけないのが、子育てで世帯も財源の一部を負担しているということです。平成22年度の税制改正で、15歳までの子どもがいる人は、平成23年から、所得から差し引くことができる「扶養控除」が廃止された所得税と、平成24年からは住民税の増税分が財源の一部となっています。改正が繰り返される子ども手当、日本の未来のために、安心して子育てができる、安定した仕組みにしてほしいものです。

暮らしのマネープラン
相談センター 所長
サーティファイド
ファイナンシャルプランナー

高橋 昌子



SBI証券のEXPRESS口座 開設はこちらへ

最短、翌日から取引可能!

(口座開設料・管理料は無料です)



FPサポート研究所

<http://www.fpsl.co.jp/>

検索



証券 投資

あなたの暮らしと財産を守るパートナー
株式会社 FPサポート研究所

金沢市此花町3-2ライブ1ビル1F ☎076-232-2038

●株式会社エフピーサポート研究所(金融商品仲介業者)登録番号:北陸財務局長(金仲)第2号 ●当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。 ●当社は、金融商品仲介業に関して、お客様から直接、金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。 ●所属金融商品取引業者 株式会社SBI証券 登録番号:関東財務局長(金商)第44号 ●加入協会:日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会